

**令和3年度
補正予算説明資料
(12月17日専決処分)**



大台町

1 補正予算の要旨

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として実施される子育て世帯臨時特別給付金について、大台町では、12月27日に現金10万円の一括給付を行うこととしました。

そのため、今回の補正予算は不足する残りの給付金5万円について、所要の措置を講じるものです。

なお、先行給付分の給付金5万円と係る事務費については、一般会計補正予算（第10号）で成立しています。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		7,871,128	51,000	7,922,128	0.6
特別 会計	国民健康保険事業 特別会計	1,188,547	—	1,188,547	—
	介護保険事業 特別会計	1,707,131	—	1,707,131	—
	生活排水処理事業 特別会計	308,507	—	308,507	—
	後期高齢者医療事業 特別会計	337,386	—	337,386	—
	小計	3,541,571	—	3,541,571	—
企業 会計	水道事業会計	937,906	—	937,906	—
合計		12,350,605	51,000	12,401,605	0.4

※水道事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

一般会計

■歳入

(1) 国庫支出金 51,000千円

子育て世帯臨時特別給付金の財源として、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 51,000 千円を増額補正します。

■歳出

(1) 民生費【目：子育て世帯臨時特別給付金事業費】 51,000千円

0歳～高校3年生の範囲までの子どもに対する給付（1人当たり現金100千円給付）のうち予算措置されていない残りの50千円分として、子育て世帯臨時特別給付金 51,000 千円を増額補正します。